

## 令和3年度から適用する新しい「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる滋賀県立大学活動レベル」について

これまで、滋賀県のステージ判断指標に連動する形で大学活動レベルを定めてきました。しかし、同じステージであっても行動への要請が段階的に変更されることもあったこと、また、感染症対応のための新しい生活様式が定着しつつあること等から、その時の大学が置かれた状況において、最も望ましい学修環境を提供するための大学構成員の行動基準として、新しい「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる滋賀県立大学活動レベル」を定めるものとします。

大学活動レベルは、国からの要請、滋賀県のステージ判断および滋賀県からの要請等を考慮し、その時の大学が置かれた状況に照らして、理事長が定めるものとします。

大学活動レベルが適用される間は、手洗い、マスクの着用、3つの密の回避など基本的な感染対策を徹底することが前提となります。

大学活動レベル	1	2	3
活動の制限			
概要	原則、対面授業を実施するための行動をとります。	原則、遠隔授業を実施するための行動をとります。	授業は遠隔授業のみ実施し、大学の機能維持に努める行動をとります。

1 大学活動レベルは、原則、行動基準に定める8つの活動区分全体で決定するものですが、大学が置かれた状況等も鑑みて柔軟に行うものとします。

2 学内で感染が認められるときは、大学活動レベルにかかわらず、範囲と期限を定めて活動に制限を加える場合があります。